
| | |
|--------|--|
| プロジェクト | IFRS のエンドースメント手続 IFRS 第 16 号の個別論点に関する検討 |
| 項目 | 短期リース及び少額資産のリース |

本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 1 月に公表された IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の個別論点に関して、IFRS 第 16 号のエンドースメント手続の基準である実務上の困難さの観点で整理することを目的とする。本資料においては、借手の観点からの「短期リース及び少額資産のリース」¹を説明している。
2. 本資料では、特に断りのない限り、参照項は IFRS 第 16 号のものである。

IFRS 第 16 号における要求事項

3. IFRS 第 16 号におけるリース期間²、短期リース、及び少額資産のリースについての主な定めは、次のとおりである。

用語の定義

リース期間

借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の両方を加えた期間

- (a) リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合）
- (b) リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しないことが合理的に確実である場合）

短期リース

開始日において、リース期間が 12 か月以内であるリース。購入オプションを含んだリースは、短期リースではない。

¹ IFRS 第 16 号の貸手の会計モデルは従来のモデルから大きな変更がないため、本資料では借手に焦点をあてて検討する。

² 短期リースはリース期間の定義とも密接に関係するために、本資料ではリース期間の定めに関しても合わせて検討することとする。

認識の免除

- 5 借手は、下記のものには第22項から第49項の要求事項を適用しないことを選択できる。
- (a) 短期リース
 - (b) 原資産が少額であるリース (B3項から B8項に記述)
- 6 借手が、短期リース又は原資産が少額であるリースのいずれかに第22項から第49項の要求事項を適用しないことを選択する場合には、借手は当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しなければならない。借手は、他の規則的な基礎の方が借手の便益のパターンをより適切に表す場合には、当該基礎を適用しなければならない。
- 8 短期リースについての選択は、使用権が関連する原資産のクラスごとに行わなければならない。原資産のクラスとは、性質及び企業の営業における用途が類似した原資産のグルーピングである。原資産が少額であるリースについての選択は、リース1件ごとに行うことができる。

リース期間

- 19 借手がリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実であるかどうかを評価する際に、企業は、B37項から B40項に記述しているように、借手がリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことへの経済的インセンティブを生じさせるすべての関連性のある事実及び状況を考慮しなければならない。

認識の免除：原資産が少額であるリース

- B3 B7項に定める場合を除き、本基準は、借手が原資産が少額であるリースの会計処理に第6項を適用することを認めている。借手は、リースされている資産の経過年数に関係なく、原資産の価値を当該資産が新品である時点での価値に基づいて評価しなければならない。

B4 原資産が少額であるのかどうかの評価は、絶対値ベースで行われる。少額資産のリースは、それらのリースが借手にとって重要性があるかどうかに関係なく、第6項における会計処理の要件を満たす。その評価は、借手の規模、性質又は状況の影響を受けない。したがって、異なる借手でも、特定の原資産が少額であるかどうかに関して同じ結論に至ると見込まれる。

B5 原資産は、下記の場合にのみ、少額である可能性がある。

(a) 借手が原資産を単独で又は借手が容易に利用可能な他の資源と組み合わせて使用することから便益を得ることができ、かつ、

(b) 原資産の他の資産への依存性や相互関連性が高くない。

B6 資産が新品時に通常は少額ではない性質のものである場合には、原資産のリースは少額資産のリースに該当しない。例えば、自動車のリースは、新車は通常は少額ではないので、少額資産のリースに該当しないであろう。

B7 借手が資産を転貸しているか又は資産を転貸することを見込んでいる場合には、ヘッドリースは少額資産のリースに該当しない。

B8 少額の原資産の例としては、タブレット及びパーソナル・コンピュータ、小型の事務所備品、電話などがある。リース又はリースを含んだものである契約について、企業は、契約の中のリース構成部分のそれぞれを契約の非リース構成部分と区分して会計処理しなければならない。ただし、企業が第15項の実務上の便法を適用する場合は除く。B32項から B33項は、契約の構成部分の分離に関するガイダンスを示している。

リース期間

B37開始日において、企業は、借手がリースの延長又は原資産の購入を行うオプションを行使すること、あるいはリースを解約するオプションを行使しないことが、合理的に確実であるかどうかを評価する。企業は、借手がオプションを行使すること又は行使しないことへの経済的インセンティブを創出するすべての関連性のある事実及び状況を考慮する。これには、開始日からオプションの行使日までに予想される事実及び状況の変化が含まれる。考慮すべき要因の例として、下記のものがあるが、これらに限定されない。

- (a) オプション期間に係る契約条件（市場のレートとの比較で）、例えば、
 - (i) オプション期間におけるリースに係る支払金額
 - (ii) リースに係る変動支払又は他の条件付支払に係る金額（解約ペナルティや残価保証から生じる支払など）
 - (iii) 当初のオプション期間後に行使可能なオプションの契約条件（例えば、現時点で市場のレートよりも低いレートで延長期間の終了時に行使可能な購入オプション）
- (b) 契約期間にわたり実施された（又は実施予定の）大幅な賃借設備改良で、リースの延長又は解約のオプション、あるいは原資産を購入するオプションが行使可能となる時点で借手にとって重大な経済的便益を有すると見込まれるもの
- (c) リースの解約に係るコスト（交渉コスト、再設置コスト、借手のニーズに適合する他の原資産を特定することのコスト、新たな資産を借手の業務に組み込むコスト、解約ペナルティ及び類似のコストなど）。これには、原資産を契約に定められた状態で又は契約に定められた場所に返還することに関連するコストが含まれる。
- (d) 借手の業務に対しての当該原資産の重要度（例えば、原資産が特殊仕様の資産かどうか、原資産の所在地、適合する代替品の利用可能性を考慮）
- (e) オプションの行使に関連した条件設定（すなわち、1つ又は複数の条件が満たされた場合にのみオプションが行使できる場合）及び当該条件が存在することとなる確率

B38リースを延長又は解約するオプションが1つ又は複数の他の契約上の要素（例えば、残価保証）と組み合わせられて、当該オプションの行使の有無に関係なく、借手が貸手にほぼ同じ最低限又は固定キャッシュ・リターンを保証する結果となる場合がある。このような場合、B42項の実質上の固定リース料に関するガイダンスにかかわらず、企業は、借手がリースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実であると仮定しなければならない。

B39リースの解約不能期間が短いほど、借手がリースを延長するオプションを行使するか又はリースを解約するオプションを行使しない可能性が高くなる。これは、代替資産

の入手に関連したコストが、解約不能期間が短いほど比率的に高くなる可能性が高いからである。

B40借手が特定の種類の資産（リースであれ所有であれ）を通常使用してきた期間に関しての過去の慣行及びその経済的理由は、借手がオプションを行使すること又は行使しないことが合理的に確実であるかどうかを評価する上で有用な情報を提供する場合がある。例えば、借手が通常は特定の種類の資産を特定の期間にわたり使用してきた場合、又は借手が特定の種類の原資産のリースについてオプションを頻繁に行使する慣行を有している場合には、借手は当該資産のリースに係るオプションを行使することが合理的に確実であるかどうかを評価する際に、その過去の慣行の経済的理由を考慮しなければならない。

少額資産のリース

BC100 この免除を開発した際に、IASB は、財務諸表利用者にとっての IFRS 第16号の要求事項の便益を維持しながら、作成者に実質的な救済を提供することを試みた。IASB は、この免除を、原資産が新品時に少額であるリース（タブレットやパーソナル・コンピュータ、小型のオフィス家具や電話のリースなど）に適用することを意図していた。2015年にこの免除に関する決定に至った時点で、IASB は、新品時に5千ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭に置いていた。借手は、原資産の性質が新品時に価値が一般的に低くないものである場合には、免除の要件を満たさないことになる。IASB は、原資産が少額であるかどうかの評価の結果は、借手の規模、性質又は状況の影響を受けるべきではないということも決定した。すなわち、免除は、リースされる資産の新品時の価値に基づくものであり、当該資産をリースしている企業の規模や性質に基づくものではない。

リース期間、短期リース及び少額資産についての IASB による検討の経緯

4. リース期間、短期リース及び少額資産に関する、2010年公表の「公開草案 リース」（以下「2010年ED」という。）、2013年公表の「公開草案 リース」（以下「2013年改訂ED」という。）及びIFRS第16号の規定の推移は、概ね次表のとおりである。

| | リース期間 | 短期リース | 少額資産のリース |
|------------|---|--|--------------------------------|
| 2010年 ED | <ul style="list-style-type: none"> ● 発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる最長の起こり得る期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● オプションを含めた最大限の起こり得るリース期間が12か月以内であるリースが対象 ● 認識は免除されない（測定方法の簡便化が許容される） | (規定なし) |
| 2013年改訂 ED | <ul style="list-style-type: none"> ● 解約不能期間に延長・解約オプション期間（借手に行使する重大な経済的インセンティブがある場合）を加減した期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約により可能な最大限の期間が、延長オプションも含めて、12か月以内であるリースが対象 ● 認識を免除 | (規定なし) |
| IFRS 第16号 | <ul style="list-style-type: none"> ● 解約不能期間に延長・解約オプション期間（借手の行使が合理的に確実な場合）を加減した期間 | <ul style="list-style-type: none"> ● リース期間の定義（行使が合理的に確実なオプションを考慮する）と整合的に、リース期間が1年以内のものが対象 ● 認識を免除 | 新品時に少額（USD5,000以下）である資産は、認識を免除 |

(2013年改訂 ED)

5. 2010年 ED に対して寄せられたコメントを踏まえ、IASB は、2013年改訂 ED において、短期リース及びリース期間について主に次のとおり変更した。なお、2013年改訂 ED には、少額資産のリースに関する規定はない。

リース期間の定義

借手が原資産を使用する権利を有する解約不能期間に、次の両方を加えた期間

- (a) リースを延長するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有している場合）
- (b) リースを解約するオプションの対象期間（借手が当該オプションを行使しない重大な経済的インセンティブを有している場合）

短期リースの定義

開始日において、契約により可能な最大限の期間が、延長オプションも含めて、12か月以内であるリース。購入オプションを含んだリースは、短期リースではない。

短期リースの規定

借手は、会計方針として、第25項から第35項及び第37項から第57項の要求事項を短期リースに適用しないことを選択することができる。その代わりに、借手は、リース料をリース期間にわたり定額ベースで純損益に認識することができる。（2013年改訂EDの第118項）

短期リースについての会計方針の選択は、使用权が関係する原資産の種類ごとに行わなければならない。（以下、省略）（2013年改訂EDの第120項）

6. 2013年改訂EDに対して、当委員会は以下のようなコメントをしている。

リース期間

- (1) 我々は、2013年改訂EDのBC140項において、提案内容は現行基準における合理的に確実と類似の閾値を提供するものになると記述されていることに着目している。我々は、以下の理由により、このような高い閾値であるという点を最終基準の本文で明確化した上で、このような閾値を客観的に判断するための指標として、B5項で提案されている4つの要因（契約ベース、資産ベース、企業ベース及び市場ベースの要因）を位置づけることを提案する。
- (2) リース契約における延長オプションは、借手にとってのオプション権である。当該延長オプションが行使されるまでは、借手はこれに関するオプション期間について、原資産を使用する現在の権利とこれに係るリース料を支払う現在の義務は有していない。
- (3) このようなオプション権を忠実に描写する観点からは、借手が、リース契約の解約不能部分とは別個に、オプション権に係る資産を認識することが考え

られる。しかし、このような会計処理はリースの延長オプションが一般的な金融オプションとは異なる性質（リアルオプション性等）をもつこと等から、少なくとも現時点においては特にその測定の面で実務上の困難性が高い。

- (4) 一方でこのような延長オプションを全く認識しないことは、オプション権があるリースとそうでないリースの経済的実質の差異を反映しない結果となる可能性がある点が懸念される。したがって、一定の延長オプション等に係る支払リース料を借手のリース負債、並びに貸手のリース債権に含めて会計処理するという提案内容の考え方に同意する。
- (5) このような会計処理は、結果的に借手にとっては、オプション権が行使されるまでは現在の義務ではないオプション期間に係るリース料支払の義務について、負債認識することにつながる。この点から、借手のリース負債又は貸手のリース債権として認識されるべき延長オプション等は、行使の可能性が相当程度に高いものとすべきである。
- (6) 2013年改訂EDにおいて提案されている重大な経済的インセンティブという考え方が、結果的にどのような閾値を提供することになるのか、2013年改訂EDの本文からは必ずしも明らかではない。しかしながら、仮に提案内容の意図が、BC140項に示されているような現行基準と同様の高い閾値を提供することであれば、この点が最終基準の本文において明確化されることを条件に、我々は提案内容の方向性に同意する。

短期リース

- (7) 2013年改訂EDにおいては、短期リースをリース期間の定義と整合的に定義しなかった理由として、リースのストラクチャリングが行われる可能性について言及している（BC298項）。しかし、我々は、2013年改訂EDの提案においては、このようなストラクチャリングを防止するという観点が強調されすぎていると考えている。また、短期リースの判定において、提案内容のようにすべての延長オプションに係る期間を含める場合、延長オプションのないリースは、通常まれと考えられるため、簡便的な取扱いの目的を達成できていないと考える。

(8) 我々は、延長オプションの行使可能性を考慮することによって、個々のリースの経済性をより反映することができると思う。このような行使可能性の反映の手法は複数ありえるかもしれないが、リース期間における延長オプションの取扱いと同様とすることは、取扱いの複雑性を避けることにつながると考えられる。

7. 2013年改訂EDに対して、日本のある関係者（財務諸表作成者）は以下のようなコメントをしている。

リース期間

- (1) 「リース期間」に関する提案について、同意しない。
- (2) 再EDでは、借手が更新(解約)のオプションを行使する(しない)「重大な経済的インセンティブ」を有しているかどうかにより、リース期間に更新(解約)のオプション期間を加えるかどうかを判断することとされている。
- (3) 再EDの結論の根拠において、「重大な経済的インセンティブ」は、2010年公開草案における「生じる可能性の方が高い」よりも、高い閾値である(BC171)と記載されており、現行IAS17号の「合理的に確実な」の概念と類似の閾値を提供する(BC140)とあり、実務に対する一定の配慮がなされたことは理解している。
- (4) しかしながら、「重大な経済的インセンティブ」の概念は、関連性のあるすべての要因を考慮したとしても、実務的には、その評価は極めて主観的なものにならざるを得ない。従って、リース期間の判定にオプションの評価を加えることは、信頼性及び比較可能性の観点から大きな懸念があり、慎重であるべきである。
- (5) 仮にリース期間にオプションを含めるとしても、確度の高い場合に限るべきである。そこで、その場合には、「重大な経済的インセンティブ」は、現行IAS17号の「合理的に確実な」に類似する高い閾値を提供する(BC140)と規定されているので、「重大な経済的インセンティブ」を「合理的に確実な」に置き換えることで、確度の高い場合に限ってリース期間にオプションを含めることを明確化すべきである。加えて、設例・ガイダンスにおいて具体例を示すべきである。

- (6) また、作成者の実務負担を低減するために、27 項(a)の「関連性のある要因の変化」を「関連性のある要因の重要な変化」に変更して頂きたい。

短期リース

- (7) 短期リースは、「開始日において契約により可能な最大限の期間が、延長オプションも含めて、12 ヶ月以内であるリースとし、購入オプションを含んだリースは短期リースではない」と定義されている。再 ED の短期リースの定義では、判定の複雑さにより企業に負担を強いるとともに、事実上ほとんどのリースのオンバランスが求められることになり、救済措置としての意味をなしておらず、強く反対する。短期リースを「リース期間」と整合的に定義すべきである。
- (8) 尚、BC298 項では、このような定義とした背景として「ストラクチャリング」が行われる懸念を指摘している。しかし、そのような懸念は杞憂である。BC110 項にも記載があるとおり、懸念されているような「ストラクチャリング」が行われた場合、貸手はリース資産投資の未回収リスクの大部分を負うことになり、また、借手は貸手がリース資産投資の未回収リスクを負うことに対する補償として、経済合理的な適正価格よりも割高なリース料を支払うことになるからである。よって貸手・借手が共謀して「ストラクチャリング」を行う懸念は無用である。そもそも、取引の経済的実態を顧みず、「ストラクチャリング」の懸念を前面に出して基準を作成することは、会計基準の品質の低下をもたらす。

重要性の判断（「重要性の乏しいリース」の判断）

- (9) BC405 において、「IASB は、借手はリースについて有形固定資産項目と同様の重要性の閾値を適用すると予想している。これにより、借手は、有形固定資産項目に適用されるのと同様の基準により、重要性がないと考えられるリースには、本提案を適用しない」としているが、有形固定資産の資産化は、財務諸表報告単位金額未満の少額であっても広く対象とする実務であることから、借手に膨大な負担を課す一方で、重要な財務情報の改善に繋がらない。BC405 を削除し、「BS オフバランスの対象を、借手の財務諸表全体における金額的重要性の判断に基づき、借手自身が判断する」旨を基準本文に明記頂きたい。

8. 2013年改訂EDに対して、日本の別の関係者（財務諸表作成者）は以下のようなコメントをしている。

リース期間

- (1) リース期間の決定に際して、「現行と類似の閾値」を提供するのであれば、現行基準の「合理的に保証された」または「合理的に確実な」を変更する必要はなく、その客観的な指標として、「重大な経済的インセンティブ」の要因例（提案されている要因のうち客観的な指標となり得る「契約ベースの要因」「資産ベースの要因」「市場ベースの要因」）をより明確に結論の根拠で示した方が適切である。また、明らかにコストが便益を上回るようなリース期間の見直し、見直すことによってオプション期間におけるリースの経済状況を反映しないこととなるリース期間の見直しは求めるべきでない。

短期リース

- (2) 契約上のリース期間が1年で重要性のない少額なリースであっても、延長オプションが契約に付されているだけで短期リースに該当しない。延長オプションを行使する重大な経済的インセンティブを有しないと判断したにもかかわらず簡便な会計処理を適用できず、煩雑な使用権モデルを適用することになるため、財務諸表作成者のコスト軽減の目的は果たせないことになる。発生の度合が不透明で、かつ極端な“意図的に仕組まれた短期リース”を防止するために、会計処理の簡便性を犠牲にすべきではない。

非中核資産のリース

- (3) 企業の事業活動に照らして重要性のないリース（非中核資産のリース）については、コスト・ベネフィットの観点から、短期リースと同様の会計処理が適用できることを明確にする必要がある。

(2014年3月IASB/FASB共同会議)

9. 2013年改訂EDに寄せられたコメントを踏まえ、IASBと米国財務会計基準審議会（「FASB」）は、主に以下の点を暫定決定した。

リース期間

- (1) 両審議会は、リース期間を決定する際に、企業はリースを延長するオプションを行使する、または、解約するオプションを行使しない経済的インセンティブを生じるすべての関連性のある要因を考慮すべきであると決定した。企

業は、借手が関連性のある経済的な要因を検討し、オプションを行使するであろうことが合理的に確実 (reasonably certain) である場合にのみ、リース期間にそのようなオプションを含めるべきである。合理的に確実は、高い閾値であり、現行の米国基準における「合理的に保証された」(reasonably assured) と実質的に同一である。また、両審議会は、購入オプションを、リースの延長オプションと解約オプションと同様に会計処理すべきであるとも決定した。

借手の会計処理：短期リース

- (2) 両審議会は、借手の短期リースについての認識及び測定免除を維持することを決定した。また、両審議会は、短期リースの閾値を12か月以下に維持すべきであることも決定した。さらに、両審議会は、リース期間の定義と総合的とするように、短期リースの定義を変更することを決定した。

借手の少額リース

- (3) 両審議会は、リースのガイダンスには重要性に関する具体的な要求事項を含めるべきではないと決定した。
- (4) また、両審議会は、借手及び貸手がリースのガイダンスをポートフォリオ・レベルで適用することを容認することも決定した。FASBは、結論の根拠にポートフォリオのガイダンスを含めることを決定した。IASBは、適用ガイダンスにポートフォリオのガイダンスを含めることを決定した。
- (5) IASBは、借手に対して、少額の資産 (small assets) のリースに係る認識及び測定免除を明示的に提供することを決定した。³

(2014年9月の我が国の市場関係者(財務諸表作成者)に対するアウトリーチ)

10. 2014年9月に行われた我が国の市場関係者(財務諸表作成者)に対するアウトリーチにおいては、リースの適用範囲について、以下のコメントがIASBに提出された。

- (1) IASBが、少額資産の適用除外規定を検討していることを支持する。
- (2) しかし、現在適用除外が検討されているのは、「IT機器のリース」「オフィス家具」「給水機」のリースのみであり、実務に耐えられない。「事業活動に直接関

³ 米国基準は、少額の資産のリースの認識を免除する規定は設けなかった。

係していない、事務部門などの間接業務におけるリース契約」を少額リースの適用除外の対象とし、加えて、以下の措置を検討すべきである。

- 「事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」の適用除外措置
- 総資産に占めるオペレーティング・リース残高に重要性がない場合(ex. 総資産の5%以下の場合 等)の適用除外措置

(2016年1月公表 IFRS 第16号における帰結)

リース期間

11. 「リース期間」については、権利行使が「合理的に確実」なオプションのみを考慮することが規定された。
12. 一方、IFRS 第16号では、「合理的に確実であるかどうか」を評価する際の考慮事項が適用指針(B37項からB40項)に記載されており、「企業は、借手がオプションを行使すること又は行使しないことへの経済的インセンティブを創出するすべての関連性のある事実及び状況を考慮する。」とされている。具体的には以下を考慮要因の例示として挙げている。(B37項)
 - (1) オプション期間に係る契約条件(市場のレートとの比較で)、例えば、
 - ① オプション期間におけるリースに係る支払金額
 - ② リースに係る変動支払又は他の条件付支払に係る金額(解約ペナルティや残価保証から生じる支払など)
 - ③ 当初のオプション期間後に行使可能なオプションの契約条件(例えば、現時点で市場のレートよりも低いレートで延長期間の終了時に行使可能な購入オプション)
 - (2) 契約期間にわたり実施された(又は実施予定の)大幅な賃借設備改良で、リースの延長又は解約のオプション、あるいは原資産を購入するオプションが行使可能となる時点で借手にとって重大な経済的便益を有すると見込まれるもの
 - (3) リースの解約に係るコスト(交渉コスト、再設置コスト、借手のニーズに適合する他の原資産を特定することのコスト、新たな資産を借手の業務に組み

込むコスト、解約ペナルティ及び類似のコストなど)。これには、原資産を契約に定められた状態で又は契約に定められた場所に返還することに関連するコストが含まれる。

- (4) 借手の業務に対しての当該原資産の重要度（例えば、原資産が特殊仕様の資産かどうか、原資産の所在地、適合する代替品の利用可能性を考慮）
- (5) オプションの行使に関連した条件設定（すなわち、1つ又は複数の条件が満たされた場合にのみオプションが行使できる場合）及び当該条件が存在することとなる確率

短期リース

13. 「短期リース」については、(i) リース期間の定義と整合的に、権利行使が「合理的に確実」なオプションのみを考慮したリース期間が1年以内のものが対象となること、(ii) 認識も免除されることが規定された⁴。

少額資産のリース

14. 「少額資産のリース」については、あらたに認識の免除規定が設けられた。ただし、金額については、「IASBは、新品時に5千米ドル以下という規模の価値の原資産のリースを念頭においていた」としている。(BC100 項)
15. また、日本の関係者が要望していた「事業活動に直接関係していない事務部門などの間接業務におけるリース契約」、「事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」及び「総資産に占めるオペレーティング・リース残高に重要性がない場合の免除措置」（本資料第10項(2)参照）は対応されていない。この点に関しては、IFRS第16号の結論の根拠で以下のように記載されている。
 - (1) 中心的でない資産のリースをIFRS第16号の範囲から除外すべきかどうかを検討したが、中心かどうかを定義することが極めて困難であろう等の理由で採用しなかった。(BC75 項及び BC76 項)
 - (2) 多くの借手が、件数が多いが少額であるリースにIFRS第16号の要求事項を適用することのコストに関する懸念を表明した（特に、それらのリースの総

⁴ なお、短期リースに関しては、IFRS第16号は「購入オプションを含んだリースは、短期リースではない」としており、一方米国基準は「借手の行使が合理的に確実である購入オプションを含んだリースは、短期リースではない。」としている点で、両基準には相違がある。

額が財務諸表全体にほとんど影響がない場合) ので、IASB は IFRS 第 16 号の中に重要性に関する明示的なガイダンスを含めることを検討したが、IASB は IFRS 第 16 号の中に重要性に関する具体的なガイダンスを示すことはしないと決定した。IASB は、「概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号における重要性のガイダンスに依拠することが適切であり、他の基準と整合すると結論を下した。(BC84 項及び BC85 項)

ディスカッション・ポイント

短期リース、少額資産のリース、及び、リース期間について、エンドースメント手続の観点で懸念すべき事項、追加的に検討すべき事項はあるか。

以 上